

第9回大阪市公文書管理委員会議事要旨

1 日 時

平成28年7月4日(月曜日)10時00分から12時00分

2 場 所

大阪市公文書館 1階 講座室

3 出席者

【委員】

金井美智子委員、澤井実委員、澤村美賀委員、玉田裕子委員、安竹貴彦委員

【事務局】

岸本 孝之	総務局行政部長
江野 一	総務局行政部行政課長
高畑 康之	総務局行政部行政課長代理
遠藤 博文	公文書館長
今中 國雄	公文書館次席調査員

4 傍聴者

なし

5 議 題

・審議事項

(1) 大阪市公文書管理条例第28条第1項の規定による特定歴史公文書等の廃棄について(諮問)

・その他報告事項

6 議事要旨

(1) 大阪市公文書管理条例第28条第1項の規定による特定歴史公文書等の廃棄について(諮問)

【事務局説明】

当委員会において特定歴史公文書の廃棄の基本的な考え方や基準を示した運用ルールが承認され、具体的な廃棄簿冊の選定手続や手順を示した決定方法について確認を行った経緯を踏まえ、公文書館収蔵の特定歴史公文書等の中から、具体的に廃棄の対象とすべき簿冊を資料1別紙のとおり事務局で選定したので、廃棄の可否について審議を諮りたい。

【委員からの主な意見・質問】

委員から次のような意見・質問があったが、異議はないが、可能な限り散逸することのないよう引継ぎ先を考えることとの意見が付された答申を得た。

委員：1番の神のやしらは、行政刊行物としての位置づけで保存するというので良いのか。

事務局：神のやしらについては、大阪市が発刊したものではないが、貴重な資料なので、刊行物として収蔵したいと考えています。

委員：前回と同様の簿冊であれば、その判断と同じようにできるのですが、新しく審議が始まるという簿冊というものはあるのでしょうか。

事務局：前回、諮問させていただいたものと別の簿冊名称のものですが、簿冊の内容を確認すると続きのようなものが入っているかもしれません。

委員：書き込みや、決裁文書等、そういったものは含まれていないか。

事務局：含まれていません。

委員：行政刊行物について、閲覧申請等があれば閲覧に供するが、簿冊の傷みが生じる可能性があるのではないかと思うが、閲覧用、保存用とではどう違うのか。

事務局：行政刊行物は、1部を保存用、もう1部を閲覧用としており、2部を公文書館の配架番号登録をし、保存用と閲覧用という場所に分け保存しています。

委員：閲覧に供するものとは、どういったものか、ボロボロになるのか。

事務局：図書館に比べると利用頻度は低いですが、傷んで見てもらえないというものはありません。

委員：廃棄するとなった場合、移管元の所属のところに戻すということになるのか。

事務局：今後参考にすると予想されるものだけをお返しくださいとの申し出があり、それ以外については、今は行き場がないような状態だが、廃棄になった場合でも、この世からなくすということの無いようにと考えています。

委員：市税決算関係書類の中に、例えば49番は東京都のもの。53番も東京都のものが残っている。57番など、東京都にはあるのかだとかはお調べになるのでしょうか。

委員：例えば国立国会図書館には欠番となっているが、欠番のものは必要ないか？など、確認をしておいていただけたらいいです。

大阪が持つておく方がいいのか、あるいは、国立国会図書館で揃っておくべきなのか、廃棄をすることによって、場合によっては揃わなくなるという可能性は、極力避けたほうがいいのではないかと思います。

事務局：審議の後、一旦、廃棄ということになった場合は、東京都のものはどうなっているのか等を確認することにはなると思います。

国税に関するものは、本来は、発行元である国が、しっかり全部そろえる努力をして管理してもらうというのが本来あるべき姿なのかなという気もいたします。

東京都のものでも、本来は、東京都が揃えて保管しておくべきというような考え方になるのでしょうか。

委員：例えば必要なものだけ引き継ぎたいということのようですが、内容を見て、これは引き取ってほしいというような事は言えないのか。

事務局：今回のご議論も踏まえて局へ確認してみます。

・その他報告事項

【事務局説明】

- ・年報、大阪市公文書館の概要について説明した。
- ・公文書管理条例を改正について説明した。
- ・特定歴史公文書の映画フィルムのデジタル化について説明した。

【委員からの主な意見・質問】

- ・デジタル化の報告がありましたが、是非とも残りのフィルムについても一刻も早くデジタル化を実施していただきたい。
できればその後の、利用方法、デジタル化した画像の利用方法、市民が利用できるようにも考えていただきたい。

7 会議資料

資料1 大阪市公文書管理条例第28条第1項の規定による特定歴史公文書等の廃棄について（諮問）

資料2 大阪市公文書管理条例（抄）

8 問合せ先

大阪市総務局行政部行政課文書グループ

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話：06 - 6208 - 7433 ファックス：06 - 6229 - 1260